

第5章 災害復旧対策計画

災害復旧にあたっては、民生の安定及び社会経済機能の早期回復を図るための施策を重点的に実施するものとし、併せて再度にわたる災害の発生を防止するため復旧は単なる原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため必要な改良復旧、さらには防災施設の新設等の事業を計画するとともに、被災者等の救援措置に万全を期すものとする。

第1節 災害復旧事業

公共施設の災害復旧は、概ね次の事業について計画するものとする。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画
2. 農林水産業施設災害復旧事業計画
3. 都市施設災害復旧事業計画
4. 上下水道災害復旧事業計画
5. 住宅災害復旧事業計画
6. 社会福祉施設災害復旧事業計画
7. 病院等公共医療施設災害復旧事業計画
8. 学校教育及び社会教育施設災害復旧事業計画
9. その他の災害復旧事業計画

公共施設については、災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう被害状況を速やかに調査し、県と協力して緊急に災害査定が行われるよう措置するとともに、災害が著しく激甚である場合には、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。また、災害復旧に必要な資金需要額を早期に把握し、負担すべき財源の確保に努めるものとする。

大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合は、現状復旧または計画的復興の方針を決定し、計画的復興を行うときは、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図るとともに、実施体制を確立し、住民の合意を図りつつ諸施策を推進することとする。

第2節 住宅復旧

1. 被災地の滅失家屋の状況を調査し、被災者に対し融資制度の内容を周知させるとともに、住宅金融公庫法に規定する災害復興住宅資金に該当する場合は、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入れ手続の指導、融資希望者の被害状況調査、被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れ促進を図るものとする。

2. 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し住宅の被害が次の基準に該当する場合、低所得被災世帯のために国庫補助を受け災害公営住宅を建設するものとする。

(1) 地震による災害の場合

- ア. 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- イ. 一市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- ウ. 滅失戸数がその区域内住家戸数の一割以上のとき

(2) 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）

- ア. 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- イ. 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき

(3) 災害公営住宅の入居条件及び建設戸数は概ね次のとおりとする。

ア. 入居条件

- (ア) 当該災害により住宅を滅失した世帯
- (イ) 当該災害発生後の月収が町の定める金額以下の世帯（公営住宅法）
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること

- イ. 建設戸数 被災滅失住家戸数の3割以内、激甚災害は5割以内とする。

第3節 農林水産業融資

1. 農業関係

被害農業者等に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）に基づく天災資金及び農林漁業金融公庫資金の中の農業経営維持安定（災害）資金の活用を図り、農業経営の維持安定を図るものとする。

また、農林漁業金融公庫資金の活用を図るものとし、農地等の災害復旧資金として農業基盤整備資金の活用、さらには被災施設の復旧資金として農林漁業施設資金（災害復旧）などの活用により、災害復旧を円滑に行うものとする。

2. 林業関係

被害林業者に対し、天災融資法の活用を図り低利の経営資金の融通を円滑にし、林業経営の安定を図るよう推進するものとする。また、早期復旧を図るため農林漁業金融公庫による融資制度の活用を図ることとし災害復旧資金として林業基盤整備資金を導入するよう指導するものとする。

第4節 中小企業融資

災害融資体制の確立と金融指導

振興資金等（災害対策向け）融資制度の整備、充実及び活用を図るほか、国・政府系金融機関・県・信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ五戸町商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行うものとする。

第5節 生活確保対策

1. 生活確保のための資金の融資

被災した生活困窮者等の再起のため、次の事業資金その他貸付金の資金導入に努めるものとする。

- (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金・母子及び寡婦福祉資金
- (3) 国民金融公庫資金

2. 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯・母子世帯あるいは寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を改造する等のための資金を必要とする世帯に対し、次の資金を融資するものとする。

- (1) 生活福祉資金（実施機関：県社会福祉協議会 申込先：町村社会福祉協議会）
- (2) 母子及び寡婦福祉資金（実施機関：県 申込先：町、三戸地方健康福祉こどもセンター福祉部）

3. 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものであって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が拠出した資金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

4. 町税の徴収猶予及び減免

災害による被害者に対して条例の定めるところにより町税の徴収猶予又は減免を行うものとする。

5. 職業のあっせん

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、八戸公共職業安定所と連絡協力して職業のあっせんに努めるものとする。

6. 被災者に対する復旧措置指導

町長は、災害復旧に必要と認める場合は相談所を開設し、専門係員による指導を行うものとする。

7. 義援物資・義援金の受入

(1) 義援物資の受入・配分

町等が受け入れた個人・企業等からの義援物資は、適切に保管し被災者に配分する。

なお、町で受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。

なお、住民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入・配分

町で受け入れた個人・企業等からの義援金は、適切に保管し配分委員会を組織し協議のうえ被災者に配分する。

8. 被災証明の交付体制の確立

町長は、被災証明の交付体制を確立し、迅速な被災証明の交付を行う。

9. 援助・助成措置の広報等

被災者・被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに相談窓口を設置する。

第6節 財政金融措置

町は、あらかじめ災害対策基金の積み立てを行うとともに、災害が発生した場合には災害復旧対策等の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、必要に応じて次のような財政金融措置を講じ、又は、要請するなどして万全を期すものとする。

- (1) 県と協力して、国に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定の働きかけを行うなど、国の財政援助及び財政措置が積極的に講じられるよう要請する。
- (2) 災害復旧事業債により災害関係資金を確保するほか、起債の特例について要請する。
- (3) 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保するほか、資金確保に当たっての支援を要請する。
- (4) 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を要請する。
- (5) 政府系金融機関等の災害融資措置を要請する。

第7節 計画的な復興

大地震により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、または更に災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、計画的復興を行う場合は、以下のとおり復興計画を作成し復興事業を遂行するものとする。

1. 復興計画の作成等

- (1) 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。
- (2) 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国・県・市町村・関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて国・県に対し財政措置・金融措置・人的支援を求める。

2. 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努めるものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

3. 復興の理念・方法等

- (1) 復興は現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。
- (2) 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り土地区画整備事業・市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。
- (3) 住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール・実施対策等の情報を提供し、住民の合意形成を図る。